

あいちの山里・離島移住促進強化事業業務委託基本仕様書

1 件名

あいちの山里・離島移住促進強化事業業務

2 目的

「産業首都あいち」と呼ばれるほど産業県のイメージが強い愛知県では、豊かな自然や独自の伝統文化を有している三河山間地域^{※1}や離島^{※2}（以下「あいちの山里・離島」という。）の認知が進んでいない状況である。

そのため、「あいちの山里・離島」の認知度向上を図ることを目的として、令和3年度に統一イメージであるキービジュアル^{※3}を策定し、令和4年度年度からは、東京圏在住者に対しキービジュアルを活用したPR事業、令和6年度からは、移住促進強化のため、本事業を行っている。

これまでの事業の結果を踏まえ、引き続き効果的で訴求力の高いPR事業を行うことで大都市圏（ここでは東京圏及び近畿圏のことを言う。以下同じ。）における「あいちの山里・離島」の更なる認知度向上や訪問先・移住先としてのイメージ形成を図り、当地域への移住促進につなげることを目的とする。

※1 岡崎市（額田地区）、豊田市（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡の各地区）、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

※2 佐久島（西尾市）、日間賀島（南知多町）、篠島（南知多町）

※3 ウェブサイトや紙媒体においてメインとなるイメージ画像のこと。

ロゴやシンボルマーク、キャッチコピー等を組み合わせて作られる。



【キービジュアル】

3 事業期間

契約日から令和9年3月12日（金）まで

4 事業内容

- (1) 他団体主催イベントへの出展
- (2) イベント等の企画
- (3) 大都市圏情報への発信業務

5 業務委託の内容

- (1) 他団体主催イベントへの出展

大都市圏在住者に対して、あいちの山里・離島の認知度向上、訪問先や移住先としてのイメージ形成を図るため、大都市圏で開催する移住関心層が集まるイベントに出展する。

(ア) 出展するイベント

出展するイベントは以下のイベントとする。なお、特別に記載があるものを除き、受託者においてイベント出展料を負担すること。

時期	出展イベント名
令和8年7月18日（土）	おいでや！いなか暮らしフェア 2026
令和8年9月12日（土） ～13日（日）	ふるさと回帰フェア 2026 ※出展料は県が別途負担
令和8年11月14日（土） ～15日（日）	JOIN 移住・交流&地域おこしフェア 2026

(イ) 運営等

イベント出展にあたっては、キービジュアルや県が保有する備品等を活用し、あいちの山里・離島地域を効果的にPRすることができるブース装飾を施すこと。また、当該地域の情報を効果的に発信するため、関係市町村等が作成するパンフレット等の提供を事前に依頼する等県と協議の上、検討すること。

(ウ) アンケート作成・集計及び実施報告書の提出

以下のとおりアンケートを実施するとともに、各イベント等終了後は、実施報告書とその都度提出すること。なお、(2)ア及びイの事業についても同様とする。

【アンケート】

- ・イベント等開催の都度、参加者に対してアンケートを実施すること。アンケートの内容については、事前に県と協議の上、作成すること。
- ・現地会場での参加者には紙媒体でのアンケート用紙により、オンラインでの参加者には、オンライン上にて回答可能なアンケートフォームにより実施すること。
- ・アンケートの回収率を高めるための工夫をすること。

【実施報告書】

- ・各イベント等終了後速やかにアンケート結果を集計し、その結果及びセミナーの内容を記載した実施報告書を作成し、開催後1か月以内に県に提出すること。
- ・報告書の内容は県と協議の上決定するが、実施結果、参加者の情報やアンケート結果等を分析し、以後の事業の実施に改善案の提案や来年度以降の事業をより効果的にするための提案等も含むものとする。

(2) イベント等の企画

ア 移住セミナーの開催（8回）

大都市圏の移住関心層を対象に、あいちの山里・離島地域を移住候補地として魅力的にアピールする場として、移住セミナーを企画・提案し、運営する。なお、

セミナー全体の方向性や戦略を提案し、明示すること。また、開催するセミナーは、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構と共催で実施すること。

企画にあたっては、以下の点に留意すること。

(ア) 開催回数、日時及び会場等について

- ・委託業務期間内においてセミナーを以下に留意の上、8回開催すること。
- ・本業務に係る契約締結後、速やかに県と協議の上、セミナー8回分の実施計画案（タイトル・日時・開催場所等）を作成し、県へ提出すること。

○開催日時等に指定がある回

時期	開催方法	会場	会場手配・会場使用料負担
令和8年8月1日（土）	現地又はハイブリット	ふるさと回帰支援センター・大阪	愛知県
令和8年11月28日（土）	現地又はハイブリット	ふるさと回帰支援センター・東京	愛知県
令和8年12月19日（土）	現地又はハイブリット	ふるさと回帰支援センター・東京	愛知県
令和9年2月7日（日）	現地又はハイブリット	ふるさと回帰支援センター・東京	愛知県

○開催日時等に指定がない回

- ・開催日時に指定がない4回のセミナーについては、オンライン形式又はハイブリット形式での開催とすること。
- ・開催日時は、平日夜間又は土日祝の1時間半から2時間程度を基本とし、県と協議の上決定すること。
- ・会場の確保及び会場使用料等の費用は受託者において実施・負担すること。

(イ) 開催方法について

- ・開催方法については、以下 a、b 又は c の方法で実施し、開催回ごとに（ア）で県が指定する方法とすること。
 - a Web 会議システム等を活用しオンライン上で開催する「オンライン形式」
 - b 現地会場を設けて開催する「現地形式」
 - c 現地形式及びオンライン形式を複合し開催する「ハイブリット形式」。
- ・現地形式では、現地対応や動画撮影・同時配信等の設定を行うスタッフを2名以上を現地会場に配置することとし、セミナーの適正な運営を確保すること。
- ・オンライン形式又はハイブリット形式の開催は、以下に留意すること。
 - a 配信元となる媒体は、Zoom（ミーティング・ウェビナー）、YouTube 等から選択し提案すること。媒体については県と協議の上決定する。
 - b セミナーに参加するために必要な入室情報（URL、ID、パスワード等）は、当該セミナーの広報開始前までに設定し、関係者へ通知すること。
 - c 当日のセミナー開催中は、参加者の入室管理やチャット欄における質問対

応など、オンラインで発生する用務に対し円滑に対応すること。

- d 必要に応じて操作方法等を記載したマニュアル等を作成し、事前に関係者（参加者）へ配布すること。
- e セミナーの配信本部は、回線の安定性を確保できる有線 LAN 接続が可能な会議室等とすること。使用料が発生する場合は受託者において負担すること。
- f 配信に必要な機材（パソコン、カメラ、マイク等）は受託者において準備すること。
- g 配信環境の設定等を行うスタッフを配信本部に配置し、セミナーの適正な運営を確保すること。

(ウ) 定員について

- ・各回の定員は1回につき、15名程度を基本とする。ただし、設定したテーマ等を鑑みて15名以上又は以下の定員とすることがセミナーの効果をより高める又は運営上適切であると考えられる場合は、県と協議の上、見込まれる適切な人数を定員として設定することができる。
- ・各回への当日参加者は定員の8割以上となるよう努めること。
- ・金銭や景品等を渡すことを条件にした集客は行わないこと。

(エ) 共通事項について

- ・オンライン形式でのセミナー実施やセミナー各回の打ち合わせ等に使用するための、Web会議アプリ（Zoomミーティング）の有料ライセンスを本事業受託後速やかに事業実施に必要と見込まれる期間で取得すること。
- ・セミナー参加申込開始日から当日終了までの間において、参加者及び参加申込者からの問い合わせに対応すること。

(オ) 開催内容について

- a タイトル、テーマ、構成の設定
 - ・令和7年度に実施した「あいちの山里・離島移住促進強化事業」の結果を分析した上で、各回のターゲットとなる移住候補者（関心層、検討層、計画層など）とその理由を明確にし、本県を移住候補地として強くアピールするため、効果的なタイトル及びテーマを設定し、提案すること。なお、「令和7年度あいちの山里・離島移住促進強化事業」の結果は、契約締結後、県から提案者に提供する。
 - ・セミナーの構成は、講演会方式にとどまらず、現場からのライブ映像配信、ワークショップ、講師との座談会、関係自治体との移住相談会など、セミナー参加者に対して、移住に向けた次の行動を促すことができるよう企画立案し、提案すること。
 - ・各回のタイトル、テーマ及び構成については、県と十分に協議の上、確定すること。
 - ・セミナーの実施にあたっては、必要に応じて関係市町村、NPO 法人その他移

住定住に取り組む関係組織等と連携・調整して実施すること。

b セミナー講師、ファシリテーター、関係者との調整

- ・参加者に対し、本県への移住に関する魅力や事前に検討すべき事項等を実体験から語ることができ、かつ開催テーマに対して専門的な知見を有する魅力ある講師を各開催回に選定し、提案すること。
- ・講師の選定・提案においては、講話等により期待できる効果を明示すること。
- ・各開催回には、セミナーの進行を円滑に行うことができるファシリテーターを配置すること。
- ・講師及びファシリテーターについては、県と協議の上決定すること。
- ・講師及びファシリテーターへの出演依頼や進行内容の確認、移動等について必要な調整を行い、報償費・旅費等は受託者において負担すること。
- ・各セミナーの開催前には、講師及びファシリテーターを始め、当日の運営に携わる関係者を対象とした打ち合わせを1回以上行うこと。

c 参加者の募集及び広報

- ・参加者の募集に当たっては、集客に必要な期間を想定し、余裕を持ったスケジュールとし、申込方法は県と協議の上、受託者の負担において実施すること。
- ・ターゲットとなる移住検討者等を明確にし、セミナー各回において効果的な広報を企画・提案し、実施すること。提案・実施にあたっては、SNS を活用した広報、イベント実施後のアーカイブ配信等様々な媒体を活用し、セミナーの集客や効果が広く波及するような運営手法を提案し、実施すること。
- ・委託者が広報するためのチラシ（A4、カラー、両面刷り）を作成すること。
- ・県が所有する SMOUT のアカウントを活用してセミナーの告知及びDM 対応を実施すること。（県で保有しているアカウントを使用するため、別途費用はかからない。）
- ・以下については、県が実施するため、重複しない手法により実施すること。
 - (a) 県と包括協定等を締結する大学等への広報
 - (b) 宝島社「田舎暮らし」へのイベント情報掲載
 - (c) ふるさと回帰支援センター登録者に対するダイレクトメールの発送

d 動画の作成

- ・セミナーは各回終了後、アーカイブ動画として公開する動画を作成し、速やかに県に提出すること。
- ・動画は、参加者のプライバシーに配慮するとともに、セミナー内容を編集したダイジェスト版とすること。
- ・提出された動画については、県が内容の確認を行い、修正の必要がある場合にはその指示に従うこと。

e その他

- ・セミナー参加者の参加費は無料を原則とする。

- ・やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議の上、開催方法等の変更をすることができる。

イ 移住体験イベントの開催

山里・離島地域への移住を希望しているが、具体的な移住地や移住後の生活のイメージを持っていない方を対象に名古屋駅又は豊橋駅発着の地域巡覧ツアーを山村地域で2回、離島地域で2回、計4回開催する。

開催にあたっては、以下の点に留意の上、山里・離島の魅力が最大限生かされ、参加者が本地域を移住候補地としてイメージできるような効果的な行程を関係自治体とも協議の上、自由な発想で企画し、実施すること。

(ア) 対象者について

本地域外に居住する移住検討者 10 人程度

※参加予定人数が少数の場合には、県と協議の上、催行の可否を決定すること

(イ) 実施時期について

令和8年6月から令和9年2月までに4回

(ウ) 参加費用について

自宅から出発の拠点となる名古屋駅又は豊橋駅との往復の交通費並びにツアー行程内での宿泊費及び食事代（プログラム中の軽食等については県と協議。）等については参加者の自己負担とし、当該費用を含め、参加費用として徴収する金額は、県と協議の上決定する。参加費用は受託者において徴収し、本事業の経費に充てるものとする。

なお、その他のツアー中の移動、旅行保険等に係る費用等ツアーの実施に当たり必要な経費は、委託料に含めることとする。

(エ) 運営等について

ツアー内容の企画立案、参加者の募集、参加費の徴収、訪問場所の調整、宿泊先及び運営スタッフの手配、進行管理、ツアー当日の運営、参加者の旅行保険への加入手続き等の一切の業務を行うこと。

行程内の協力者との調整は県と受託者が連携して行うこととし、協力者等に対する謝金に関しては、委託料に含む。

なお、出発地拠点からの交通手段は貸し切りバス又はジャンボタクシー等を基本とし、その他の交通手段を利用する場合もその費用も委託料に含めること。

(オ) 参加者募集・広報について

ツアー実施にあたっては、受託者の負担において参加者の募集を実施するとともに、集客や本事業の効果を広く波及できるよう、SMOUTやSNS、雑誌など広く情報発信を行うこと。

ウ PR資材

キービジュアルを活用したノベルティを作成すること。内容及び数量は受託者が提案し、県と協議の上決定すること。なお、作成したノベルティは、県と協議の上、本契約における事業において活用することができる。その他、必要なPR資材については、受託者が提案し、県と協議の上決定すること。

(3) 大都市圏への情報発信業務

大都市圏在住者に対し、あいちの山里・離島の認知度向上を図るとともに、移住後の生活を具体的にイメージしてもらえよう、適切なPRの方法を2種類以上提案し、県と協議の上、実施すること。

6 事業全体の運営・管理等

- (1) 本事業全体の運営を管理する統括責任者を1名配置すること。
- (2) 本事業についての窓口となる担当者を1名配置すること。
- (3) 県と連絡を密に行い、遅滞なきよう事業全体の進捗管理を行うこと。また、事業の進捗状況を県に適宜報告すること。
- (4) 「あいちの山里・離島移住促進強化事業」に関する業務委託先募集要項に基づいて提出した企画提案書を踏まえつつ、契約後速やかに具体的な事業内容、実施時期（期限）、達成目標等を記載した業務計画書を作成し県の承認を得ること。
- (5) 事業の推進に当たっては、地元関係者の意向を十分に反映させることとし、必要に応じて打合せの場を設けること。
- (6) トラブル等が発生した場合は、直ちに県に報告すること。
- (7) 利用者・利用団体、協力施設、地元関係者等からの問合せ・苦情に対応できる体制を整えること。また、県から要請があった場合は、土曜・日曜・祝祭日等における問合せにも対応できるようにすること。
- (8) 問合せ・苦情を受けた際は、その日時、相手方の属性、問合せ・苦情の内容及び対応を記録し、直ちに県に報告すること。

7 成果物の提出

事業終了後、以下の成果物を令和9年3月12日（金）までに提出すること。提出場所は、愛知県総務局総務部市町村課地域振興室とする。

※事業報告書は事前に県と内容を十分調整したものを提出すること。

- (1) 事業報告書（A4判） 2部
（打合せ記録等を含む。提出に当たっては、表紙・目次頁の挿入、各頁への頁数の附番並びにインデックス等にて各項目の見出しを示す等、受取側が読みやすいものとする。）
- (2) 事業報告書（電子データ） 1組（CD-R 又は DVD-R）
- (3) 本事業で制作した制作物（PR資料等） 一式

- (4) (3) で制作した制作物の納品書（事業報告書に挿入すること） 2部
- (5) その他県が必要と指示するもの

8 その他

- (1) 本事業の実施に当たり、県と十分な打合せ（オンラインでの打合せも可とする。）を行い、県は随時本事業の業務に立ち会うことができるものとする。なお、打合せを行う場合は、受託者は議題、要点等を明確化した上で、あらかじめ県に打合せ資料を送付するなど、短時間で生産性の高いものとする。また、打合せ後は、原則として3開庁日以内に県に記録簿を提出すること。
- (2) 受託者は県に代わってイベント出演者や地元関係者等との打合せ等に参加する場合、事前に県の意向を十分に確認し、それを踏まえて対応すること。打合せ後は、原則として3開庁日以内に記録簿を提出すること。ただし、緊急性の高い場合は、速やかに県に一報を入れること。
- (3) 受託者は、県が必要と認めた場合に、その都度報告を行うこと。報告に当たっては、積極的にメール等デジタル媒体を活用すること。
- (4) 本事業のほか、県が実施する他の事業と積極的に連携を図って業務に当たること。
- (5) 本事業の制作物の著作権、所有権等、その他一切の権利は、県に帰属するものとし、県は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。また、受託者は県等に対し著作人格権の行使をしないものとする。
- (6) 愛知県財務規則等の関係規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- (7) 本事業については、「あいち山村振興ビジョン 2030」（2025年12月）、「愛知県離島振興計画」（2023年3月）の趣旨に基づき事業実施に当たること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、市町村を始めとする地元関係者等と幅広く連携を図ること。
- (9) 受託者は、本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。
- (10) 本事業が効率的かつ確実に遂行されるよう戦略的提案並びに進捗管理及び参考となる資料等の提供を積極的に行うこと。
- (11) 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて県が貸与する。なお、借用に当たり県に借用書を提出することとし、貸与された資料の取扱いは慎重に行い厳重に保管するとともに、必要がなくなった場合は直ちに返却するものとする。
- (12) 県は、必要に応じ、本事業の目的を達成するため適切な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (13) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者が協議し、県の指示により業務を遂行するものとする。